

徳島県告示第四百三十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和六年九月三日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの	
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	種 類	廃止の届出
有限会社めぐみ	徳島市南庄町一丁目三番地の 一 リバティN二二六	有限会社めぐみ	徳島市南庄町一丁目三番地の 一 リバティN二二六	訪問介護	令和六年六月二十八日
					令和六年七月三十一日
				廃止	